

広島県告示第八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 広白岳六丁目一四地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
呉市	広白岳六丁目	一一九〇〇番一	標柱一号
		一一九〇一番二地先道路敷	標柱二号
		二四〇二番	標柱三号
		二四〇四番二	標柱四号
		二四〇四番一	標柱五号
		二四〇三番六	標柱六号及び七号
		二四〇三番一	標柱八号
		一一九一四番一	標柱九号